

議第44号

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について  
京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成23年 2月22日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市福祉事務所設置条例の一部を改正する条例  
京都市福祉事務所設置条例の一部を次のように改正する。  
第2条中「前条の」を削る。  
別表左京福祉事務所の項中「京都市左京区吉田中阿達町1番地」を「京都市左京区松ヶ崎堂ノ上町7番地の2」に改める。

附 則

この条例は、市規則で定める日から施行する。

提案理由

左京福祉事務所の位置を変更する等の必要があるので提案する。